

令和 7 年 1 月 27 日

静岡県環境審議会会長 様

静岡県環境審議会希少野生動植物保護部会  
部会長 小南 陽亮

指定希少野生動植物の指定(報告)

令和 6 年 9 月 4 日付け環自第 373 号による諮問に基づき、当希少野生動植物保護部会に対して付託された「指定希少野生動植物の指定」について、審議の結果を別添のとおり報告します。

## 希少野生動植物保護部会における審議結果

## 1 概要

静岡県環境審議会は、令和6年9月4日付け環自第373号にて、静岡県知事から静岡県希少野生動植物保護条例第8条の規定に基づき、「指定希少野生動植物の指定」について諮問を受けた。

このことに関する検討を環境審議会から付託された希少野生動植物保護部会は、以下のとおり審議を行った。

## 【諮問内容】

指定希少野生動植物の指定：植物5種

種名 (分類群)	写真	県 RDB カテゴリ	指定理由
ミヤマハナワラビ (植物)		絶滅危惧 I A 類	生育地は限られており、個体数は少ない。 愛好家等による盗掘等により個体数及び生育地が著しく減少しており、特に保護を図る必要があるため。
キタダケデング (植物)		絶滅危惧 I A 類	生育地は限られており、個体数は少ない。 愛好家等による盗掘により個体数及び生育地が著しく減少しており、特に保護を図る必要があるため。
アカイシ Lindoウ (植物)		絶滅危惧 I B 類	県内の個体は分布の南限で、生育地は限られており、個体数は少ない。 愛好家等による盗掘により個体数が著しく減少しており、特に保護を図る必要があるため。
オノエ Lindoウ (植物)		絶滅危惧 I B 類	県内の個体は分布の南限で、生育地は限られており、個体数は少ない。 愛好家等による盗掘等により個体数が著しく減少しており、特に保護を図る必要があるため。

<p>タカネシダ (植物)</p>		<p>絶滅危惧 I B 類</p>	<p>生育地は限られており、個体数は少ない。 愛好家等による盗掘等により個体数が著しく減少しており、特に保護を図る必要があるため。</p>
-----------------------	---	-----------------------	---

## 2 部会開催経過

開催年月日	審議内容
令和6年10月24日	<p>指定希少野生動植物の指定 条例に基づく保護基本方針に定めた選定条件、留意事項による指定種の評価を踏まえた審議</p>

## 3 結論

審議の結果、指定後の取組や転売・流通に対する対策など、今後の実効性のある保全対策を工夫していくことの課題は挙げたが、ミヤマハナワラビ、キタダケデング、アカイシリンドウ、オノエリンドウ、タカネシダの植物5種は、生育地、個体数の状況や、愛好家等による盗掘等の状況を踏まえ、特に保護を図る必要が高いと判断した。

よって、当部会としては、諸問どおりミヤマハナワラビ、キタダケデング、アカイシリンドウ、オノエリンドウ、タカネシダの植物5種を指定希少野生動植物として指定することは適当であるとの結論を得た。

## 審議事項(部会報告)

# 指定希少野生動植物の指定

## 静岡県環境審議会 希少野生動植物保護部会

### 部会への付託事項: 指定希少野生動植物の指定

#### 【指定希少野生動植物】

希少野生動植物のうち、知事が特に保護を図る必要があると認めて静岡県希少野生動植物保護条例第8条第1項の規定により指定したもの

#### 【指定希少野生動植物の取扱い】

##### 1 捕獲等の禁止(条例第11条)

- ・生きている個体の捕獲、採取、殺傷又は損傷の禁止
- ・違法捕獲個体の譲渡等の禁止



#### 【罰則(条例第40条)】

- ・1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

##### 2 捕獲等の許可(条例第12条)

- ・学術研究、繁殖目的のための捕獲等は許可が必要

## 1-1 今回指定の指定希少野生動植物：植物5種

種名 (分類群)	写真	県RDB カテゴリー	指定理由
ミヤマハナワラビ (植物)		絶滅危惧 I A類	生育地は限られており、個体数は少ない。 愛好家等による盗掘等により個体数及び生育地が著しく減少しており、特に保護を図る必要があるため。
キタダケデンドロ (植物)		絶滅危惧 I A類	生育地は限られており、個体数は少ない。 愛好家等による盗掘により個体数及び生育地が著しく減少しており、特に保護を図る必要があるため。
アカイシリンドウ (植物)		絶滅危惧 I B類	県内の個体は分布の南限で、生育地は限られており、個体数は少ない。 愛好家等による盗掘により個体数が著しく減少しており、特に保護を図る必要があるため。

## 1-2 今回指定の指定希少野生動植物：植物5種

種名 (分類群)	写真	県RDB カテゴリー	指定理由
オノエリンドウ (植物)		絶滅危惧 I B類	県内の個体は分布の南限で、生育地は限られており、個体数は少ない。 愛好家等による盗掘等により個体数が著しく減少しており、特に保護を図る必要があるため。
タカネシダ (植物)		絶滅危惧 I B類	生育地は限られており、個体数は少ない。 愛好家等による盗掘等により個体数が著しく減少しており、特に保護を図る必要があるため。

## 2 部会審議経過

開催年月日	審議内容
令和6年10月24日	指定希少野生動植物の指定 条例に基づく保護基本方針に定めた選定条件、留意事項による指定種の評価を踏まえた審議

希少野生動植物保護条例に基づく指定種選定表

区分	分類群	種名	近隣自治体指定状況(調査規制)	保護基本方針 選定条件						保護基本方針 留意事項						その他 特記事項 (区種の 可否)	総合評価 (優)
				(イ)種体が著しく少ない等、希少性がある	(ロ)固有の重要な生息地等に生息し、希少性がある	(ハ)固有の生息地等に生息し、希少性がある	(ニ)生息地等に希少性がある	(ホ)人為的攪乱による生息地の劣化等、希少性がある	(ヘ)人為的攪乱による生息地の劣化等、希少性がある	(ア)外来種との競合による希少性がある	(イ)人為的攪乱による希少性がある	(ウ)人為的攪乱による希少性がある	(エ)人為的攪乱による希少性がある	(オ)人為的攪乱による希少性がある	(カ)人為的攪乱による希少性がある		
I A類	種別	ミヤマハナワラビ		○(I A)	○(I)	○	○		○	可	可	○	○	—	指定		
	種別	キタダケデンド	出典	○(I A)	○(I)	○	○		○	可	可	○	○	—	指定		
I B類	種別	アイシロウド		○(I B)	○(I)	○	○		○	可	可	○	○	—	指定		
	種別	オノエリンドウ		○(I B)	○(2)	○	○		○	可	可	○	○	—	指定		
	種別	タカネシダ		○(I B)	○(2)	○	○		○	可	可	○	○	—	指定		

## 2 部会審議経過

委員意見	県の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>指定した後の取組が重要。</li> <li>生育地の保護と域外保全の仕組みを並行して取り組んでほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生育地の状況は高山植物保護指導員や南アルプスみらい財団のレンジャーを中心に監視をしていく。</li> <li>域外保全は環境省等と連携して取り組んでいく。</li> </ul>
<p>商業的な取引の実態を把握して、それを食い止められる仕組みを工夫して考えていくことが重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商業的な取引の実態を監視できる体制の構築に取り組んでいく。</li> <li>市場流通の監視対象となる特定希少野生動植物への追加指定も検討していく。</li> </ul>
<p>植物5種の生育地には国立公園の特別地域が含まれており、自然公園法による規制も活用してほしい。</p>	<p>自然公園法による規制は地域を限定した規制となるが、周知が不十分な部分もあるため、普及啓発に努めていく。</p>

### 3 結論

- ・生育地が限られている。
- ・個体数が少ない。
- ・愛好家等による盗掘等がある。

植物5種は特に保護を図る必要がある



植物5種を指定希少野生動植物として指定することは適当

※今後の実効性のある保全対策を工夫していく必要がある

### 4 指定案の縦覧結果

#### 1 実施期間

令和6年11月22日～令和6年12月5日  
(14日間)

#### 2 意見件数

0件